

【別紙1 公用】

栄戸第352号
令和8年6月11日
栄区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条第3項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の機関の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和7年7月17日	横浜市水道局給水サービス部戸塚水道事務所	飯島町	水道メーター検針業務及び料金整理業務